

平成 22 年 5 月 18 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19402016

研究課題名（和文） オフショア地域における信託法制の調査研究

研究課題名（英文） Study on the Law of Trusts in offshore regions

研究代表者

渡辺 宏之（WATANABE Hiroyuki）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：10376402

研究成果の概要（和文）：

本研究においては、オフショア地域の金融センターを主な対象として、信託法制の調査研究を行ってきた。これまでの一連の研究を通じて次のようなことが明らかになってきた。従来、信託の法的な最大の特徴は、受託者のコモン・ロー上の権限と受益者のエクイティ上の権限の分属にあるとされてきた。それゆえ、大陸法諸国では、そうした「コモン・ローとエクイティ上の権限の分属」といった法的構成が採れず、多くの欧州諸国では、それぞれ独自の「信託類似制度」が存在するものの、法制度としての“trust”そのものは存在できないと考えられてきた。しかしながら、近時、英米法系の信託に特有のそうした法的構成に抛らず、「分離された財産 (patrimony) の独立性」という観念に信託の特徴を見出す考え方が、大陸法ベースの法域における信託の導入を展望するうえで有力となってきている。

研究成果の概要（英文）：

Conventionally, the biggest legal feature of a trust was said to exist in the separation between the trustee's common-law power and the beneficiary's equity power. For this reason, civil law countries were unable to adopt a legal structure in which *common-law power and equity power belong to separate entities*, and it was considered that most European countries had their own *trust-like systems* but they could never have a *trust* itself as a legal system. However, in recent years, in pursuit of the introduction of a trust system in Europe, the dominant approach has been to find the characteristics of a trust in the concept of *independence of segregated property*, without relying on a legal structure specific to Anglo-American laws.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,600,000	780,000	3,380,000
2008年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2009年度	2,200,000	660,000	2,860,000
年度			
年度			
総計	7,000,000	2,100,000	9,100,000

研究分野：社会科学 A

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：信託法 オフショア 信託の限界

1. 研究開始当初の背景

わが国における、海外の信託法制に関する研究は、これまで英国、アメリカ合衆国を対象としたものを中心に相当程度行われてきている。しかしながら、本研究の対象となるオフショア地域の信託法制の研究は、わが国ではこれまでほとんど行われてきていない。海外でも学問的研究はまだ始まったばかりといえる。

オフショア地域は、欧米諸国から見れば文字通り周辺地域であり、かつそれらの諸オフショア地域の法制は、概して非常に柔軟であり規制色の少ないものであるがために、欧米諸国では法規制の存在のために行うことができない取引を可能にする、一種の抜け穴的な地域と看做され、研究者による学問的研究の課題として取り上げられることが少なかった。

しかし、近年、金融センターとしてのこれらの諸オフショア地域の重要性が高まるにつれ、オフショア地域における信託取引も、その量的にも内容的にも到底無視できないものとなってきている。また、オフショア地域における信託法制は、概して非常に柔軟であるがゆえに、「信託の限界」を考えるうえでの貴重な生きた実例を提供しており、このような意味で、オフショア地域の信託法制の研究は、海外の信託法制の研究において非常に重要な位置づけを獲得することができる。実際、最近の欧州における信託法研究者の間では、「信託の限界」を考えるうえでオフショア地域の信託について関心が高まっており、単に実務上無視できないといった理由を超えて、本研究は理論的学問的にも大きな可能性を提供するものである。また、本研究は、わが国においてこれまでわずしか学問的研究が行われてこなかった部分に光を当てることで、わが国における海外信託法制の研

究に新たな潮流を生み出すものと考えている。

非公益（non-charitable）の目的信託（purpose trust）である non-charitable purpose trust に典型的にみられるように、オフショア法域において設定される信託の種類は、一種の“信託の限界”として、英国ではその存在と正統性をめぐって活発な議論が行われているものである。それゆえ、そうしたオフショア諸法域における信託は、信託の発展・変容の極端な一形態であるという観点から、信託法理の発展・変容とその限界についての好例に焦点を当てることができる。さらに、そのような信託の存在は、「受益権の本質」や「信託の本質」に関する根源的な問題提起につながっている。商事目的を中心とした様々な形式の信託の発展に伴い、信託法理も変容を遂げてきたが、信託を承認し信託の限界を画するための理論のさらなる発展が待望されている。そして、オフショア地域を中心とした、最近の目的信託等の活用により、そうした信託の承認と限界に関する理論の発展が必須のものとなってきている。本研究は、そのような理論の発展に貢献することが見込めるものである

一方、近時、欧州において、商事目的の統一信託法の制定へ向けた動きがあり、そこでは、オフショア諸法域で行われる信託もカバーすることが企図されているようであるが、この動向とその背後に存在する信託法理論を分析考察することにより、オフショア諸法域の信託の特異性のみならず、欧州における信託および信託類似諸制度との共通点や、欧州における法制の変容の先鞭となりうる諸点についても光を当てる、これまでのわが国に存在しなかった角度からの信託法研究を展開することになる。

2. 研究の目的

信託は非常な柔軟性を有し、信託目的が不法であったり公序に反するものでない限り、設定者と受託者の間で基本的に自由にその内容を定めることができる。(ただし、信託の存続期間と利益蓄積期間に関する規則に従い、受託者は、受益者によって強制可能な“削除できない核心 (irreducible core)”としての最低限の義務を有する。)

このように非常な柔軟性を有する信託であるがゆえに、もともと家産の承継手段として発達した法形式であるにもかかわらず、商業的・金融的背景の下で多様な目的に使用されるようになり、様々なスキームが発展していった。英米においても、信託は様々な商目的に使用されてきた。そして、こうした信託の商事的发展および変容が極端な形で進行しているのが、いわゆるオフショアの地域である。

それゆえ、本研究は、オフショア諸法域における信託が、信託の発展・変容の極端な一形態であるという観点から、信託法理の限界事例としてのオフショア信託法の研究に取り組むことで、「信託とは何か」という問題の重要な一面を照射することを企図している。

しかしながら、オフショア地域の法制度については、それらの宗主国である欧米諸国と比して格段に情報量が少なく、また一口にオフショア地域といっても、種々の法域が地理的にも散在しており、そうしたオフショア地域の法制度については、基本的に、当該地域における金融取引に従事する、少数の実務家や弁護士のみ情報に共有されている状況である。

そこで、本研究においては、海外学術調査の趣旨を生かし、オフショア地域の信託法に関する調査研究を行ってそれらの信託法制

の特徴を抽出し、その過程で、信託法理の変容がいかなる形でいかなる程度まで行われているかを調査し、「信託の限界点」を示して、わが国信託法制における解釈論や立法論についての示唆を得ることを目的としている。

3. 研究の方法

研究を進める前提として、本研究の対象となる「オフショア地域」の範囲の確定が必要になる。オフショア地域とは、一般的には、タックスヘイブン (Tax Haven) と呼ばれ非居住者に対して租税の優遇措置を設けられ、法制も緩やかであり、海外からの投資資金が集まる金融センターのことをいう。しかしながら、本研究課題の対象はあくまで「信託法制」に関連したものであるため、調査対象地域の選定も、「信託法制」を通じた観点、特に、本研究課題の目的を重視した観点から行われることになる。

最近の代表的なオフショア地域としては、旧英国連邦の島々、欧州のスイス、ルクセンブルク等、アジア地域の香港、シンガポール等が挙げられる。

旧英国連邦では、イギリスとアイルランドの中間に位置するマン島、イギリスとフランスの中間に位置するチャンネル諸島 (ジャージー島、ガーンジー島) が挙げられる。カリブ海に位置するケイマン島もこの分類に含まれる。これらの地域では、投資家保護法制も整備されていると言われている。

の欧州の国家として存在するオフショア地域であるが、スイスは永世中立国であり、実績のある守秘性、安全性、確実性から、世界中の資産家が同国の金融機関に財産を預けている。また、ルクセンブルクは、非居住者に対して所得税を始めとする種々の課税を免除しており、欧米および日本から220以上の銀行が業務を行っており、投資分野でも3000

億米ドルもの運用資産残高があると言われて
いる。

のアジア地域の香港、シンガポールでは、
昨今のEU諸国居住者に対するヨーロッパに位
置するタックスヘイブンの優遇措置が軽減さ
れることにより、ヨーロッパのオフショア地
域にある資金が、これらの地域へ向けて移行
し始めており、オフショア金融センターとし
ての位置付けが高まっている。

なお、ケイマンについては、資産流動化等
を通じ、一定以上の情報がすでにわが国に紹
介されていることから、本研究の現地調査の
対象国としては、優先順位を低いものと考え
ている。

調査経路としては、のマン島については、
ロンドンあるいはアイルランドのダブリン経
由で、ジャージー島・ガーンジー島等のチャ
ネル諸島については、フランスあるいはロン
ドン経由で訪問することになる。のスイス、
リヒテンシュタイン、ルクセンブルク等につ
いては、地理上の近接のため、特にスイスと
リヒテンシュタインについては、併せた訪問
も可能と考えられる。の香港・シンガポー
ルも同様である。

現地調査を希望する地域は上記のものに限
らないが、実際に現地へ赴く現地調査対象地
域の選定方針としては、研究期間が決まって
おり、海外実施調査に充てられる費用や日数
も限度があるため、現地調査国を徒に拡大す
ることなく、分析の対象として重要性が高い
と思われるいくつかの地域を最初に選択する
こととする。具体的には、本研究の趣旨に鑑
み、信託および信託類似制度に関する法制の
存在を前提とし、これまでわが国において(少
なくとも信託法の観点からは)わずかしか紹
介が行われていない地域であって、信託法研
究の観点からも興味深い素材であることが見
込まれる地域をまず重点的に選び出し、優先

的に調査を行うこととする。

さらに、現地調査に先立って、事前の文献
調査を可能なかぎり行う。特に、多くのオフ
ショア地域の宗主国となる英国を調査の拠点
とし、事前調査で収集可能な資料は極力収集
することとする。

4. 研究成果

諸法域において、信託に関する具体的な
法規定と法体系全体における位置づけ、およ
び具体的な利用方法について調査した。理論
面での成果と日本法へのフィードバックに
関する成果として以下のものが挙げられる。本
研究においては、オフショア地域の金融セン
ターを主な対象として、信託法制の調査研究
を行ってきた。これまでの一連の研究を通じ
て次のようなことが明らかになってきた。従
来、信託の法的な最大の特徴は、受託者のコ
モン・ロー上の権限と受益者のエクイティ上
の権限の分属にあるとされてきた。それゆえ、
大陸法諸国では、そうした「コモン・ローと
エクイティ上の権限の分属」といった法的構
成が採れず、多くの欧州諸国では、それぞれ
独自の「信託類似制度」が存在するものの、
法制度としての“trust”そのものは存在でき
ないと考えられてきた。しかしながら、近
時、英米法系の信託に特有のそうした法的構
成に拠らず、「分離された財産(patrimony)の
独立性」という観念に信託の特徴を見出す考
え方が、大陸法ベースの法域における信託の
導入を展望するうえで有力となってきてい
る。なお、各法域における信託制度の規定に
ついては取り纏め中である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

1. Hiroyuki Watanabe “Trusts without
Equity” and Prospects for the Introduction

of Trusts into European Civil Law Systems」, 季刊企業と法創造 23 号 187-200 頁 (早稲田大学、2010 年) 査読有

2. 渡辺宏之「“エクイティなき信託”と欧州における信託導入への展望」ソフトロー研究 10 号 79-110 頁(東京大学、2008 年) 査読有

3. 渡辺宏之「受益権の性質」道垣内弘人 = 小野傑 = 福井修編『新しい信託法の理論と実務』金融・商事判例 1261 号 86-91 頁(経済法令研究会、2007 年) 査読有

4. 渡辺宏之「スコットランドにおける“信託”の法概念と欧州における信託導入への展望」信託法研究 32 号 35 ~ 60 頁(信託法学会、2007 年)。査読有

[学会発表](計 1 件)

1. 渡辺宏之「“エクイティなき信託”と欧州における信託導入への展望」2007 年 5 月、信託法学会、明治学院大学

[図書](計 3 件)

1. 『実務解説信託法 Q&A』今井和男 = 根田正樹 = 矢内一好編、渡辺宏之・工藤聡一等著ぎょうせい(第 2 版〔追録〕、2009 年)

2. 『実務解説信託法 Q&A』今井和男 = 根田正樹 = 矢内一好編、渡辺宏之・工藤聡一等著(Q28,29,30,32,142,143 担当)ぎょうせい(第 1 版、2008 年)

3. 渡辺宏之等『外国証券関係法令集』(日本証券経済研究所、2007 年)〔1-55 頁「信託証書法」翻訳〕

6. 研究組織

(1)研究代表者

渡辺宏之 (WATANABE Hiroyuki)

(早稲田大学・法学大学院・教授)

研究者番号：10376402

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし